

指定医療機関以外で予防接種を希望される方へ

長期入院、施設入所等の理由により綾部市指定医療機関以外で接種を希望する場合、予防接種を受ける前に申請をすることで、自己負担額を除く接種費用の一部または全額を助成します（接種費用を接種医療機関に全額支払った後、綾部市が接種費用の一部または全額を返金します。）

1. 助成の対象者

接種日時点で綾部市に住所を有し、定期予防接種の対象となる人のうち、施設入所・長期入院等の理由により、綾部市と予防接種の委託契約を締結している医療機関での定期予防接種が困難な人

2. 事前申請から接種までの流れ

- (1) 綾部市予防接種依頼書交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、保健推進課へ提出してください。受付をしてから2週間程度かかりますので余裕をもって提出してください。
- (2) 申請書受付後、申請者あてに接種医療機関への依頼書を予診票とともに送付します。
- (3) 医療機関に依頼書と予診票を持参し、予防接種を受けてください。接種後、接種費用全額を支払い、領収書と予防接種済証を受け取ってください。

3. 助成金の申請をするとき

- (1) 下記の4点をそろえて、保健推進課へ申請してください。

- ① 綾部市予防接種費用助成金交付申請書（様式第3号）
- ② 領収書（ワクチン別の接種費用が記載してあるもの）
- ③ 予防接種済証
- ④ 印鑑

- (2) 申請内容を審査後、綾部市から「綾部市予防接種助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）」と「請求書」を送付します。
- (3) 「請求書」を記入し、保健推進課へ提出してください。
- (4) 綾部市から指定口座へ助成金を振り込みます。

4. 注意事項

- ・接種された年度内に必ず申請手続きが完了するようにしてください。
- ・助成金額の上限額は、以下の（1）、（2）を比較して少ない方の金額です。
 - （1）実際に支払った金額
 - （2）接種日の属する年度において綾部市が委託医療機関と契約している金額（予防接種の種類により異なります）
- ・上限額を超えた費用については、自己負担となります。各予防接種の上限額については下記までお問い合わせください。
- ・市民税非課税世帯の方や生活保護世帯の方は、自己負担額が免除になる制度があります。本申請の前に、別途手続きを済ませてください。



<お問い合わせ・書類の提出先>

綾部市保健推進課（綾部市保健福祉センター内）
〒623-0011 京都府綾部市青野町東馬場下 15 番地の 6
電話：0773-42-0111